

下小針中島地区 下水道事業説明会次第

1 あいさつ

小牧市の下水道普及状況について（H24.6.1 現在）

- ・全体計画面積 = 3,667 ha
- ・下水道法事業認可面積 = 2,675.7ha
- ・供用開始区域面積 = 1,915.9ha
- ・普及率 = 70.2%（平成24年度末予定）

2 下水道整備予定区域について（資料1）

・地区：下小針中島一丁目・二丁目・三丁目の一部

・面積：18.6ヘクタール

3 管渠整備計画について

- ・着手：平成25年度
- ・完了予定：平成29年度（平成30年3月末予定）

4 公共下水道への接続まで（資料2）

5 受益者負担金について（資料3・4）

6 その他

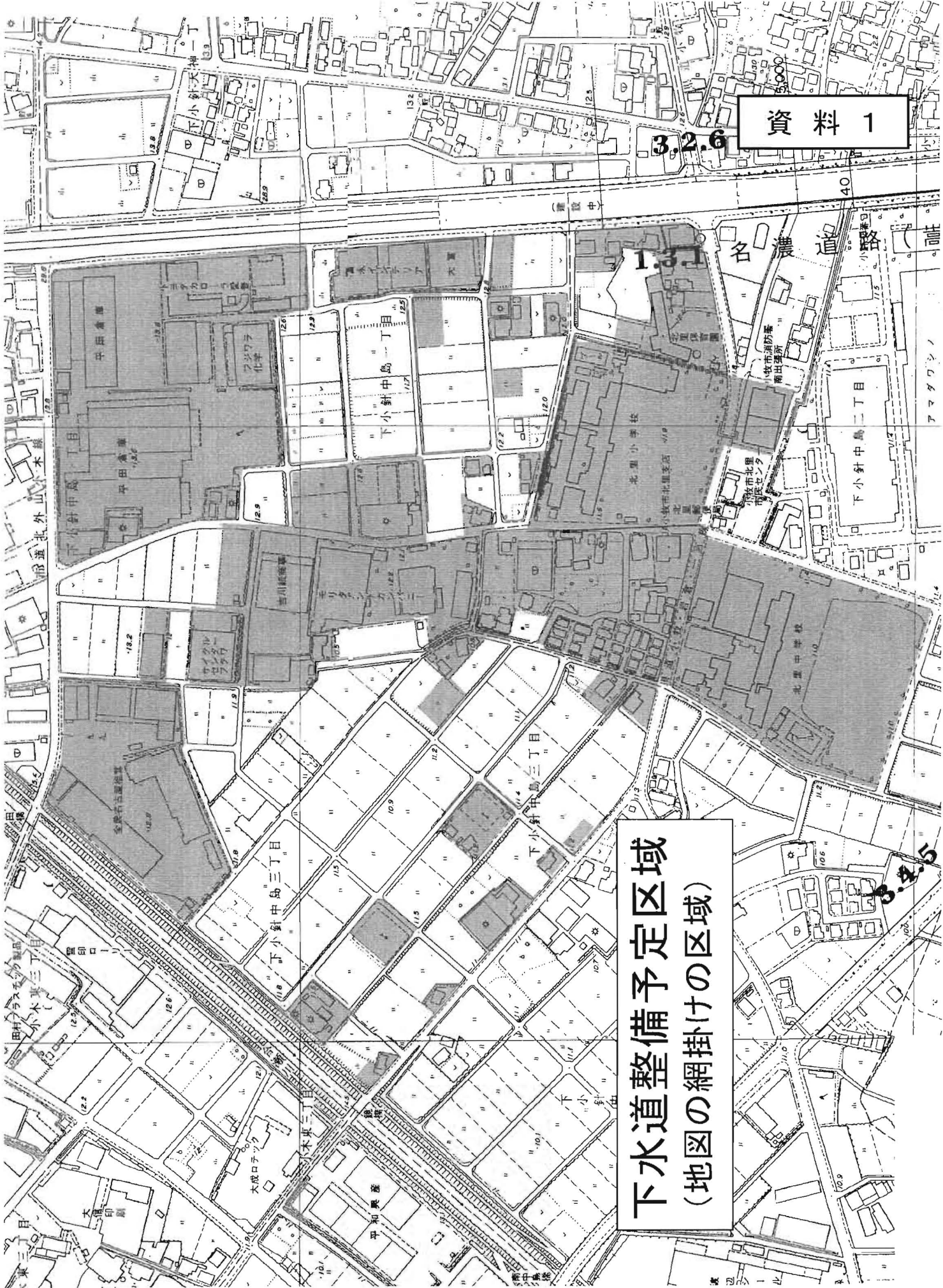
資料 1

3.2.6

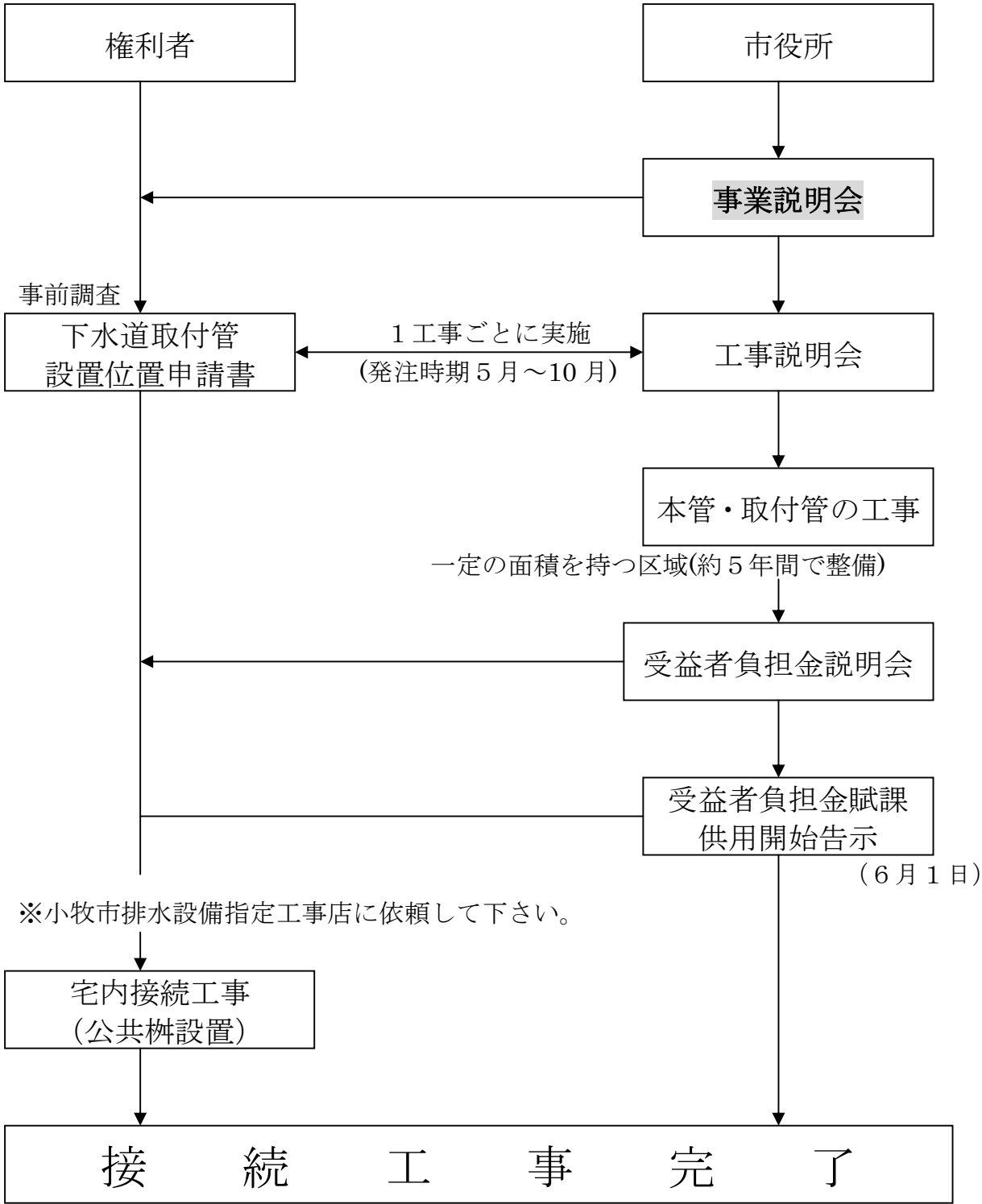
1.3.1

3.2.5

下水道整備予定区域
(地図の網掛けの区域)



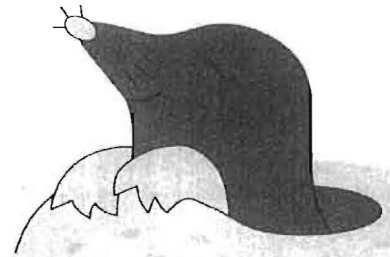
公共下水道への接続まで



※ 接続後、水道(井戸水)使用量に応じて下水道使用料がかかります。

膨大な費用。ながい年月。

なぜ？

個人負担が
必要なのでしょう。

受益者負担制度とは？

污水管の整備によって、整備区域内のみなさんは、未整備地域に比べて、有形無形の恩恵や利益を得ることになります。そこで、実際に利益をうけられる整備区域内のみなさんに、この事業による受益の限度内で建設費の一部を負担していただくというのが、受益者負担制度なのです。

なぜ、必要なのかな？

下水道事業には膨大な費用と長い年月を要します。その財源は、国の補助金と市費・県費、それに総事業費の一部を受益者負担制度による負担金でまかっています。

污水管の整備は、不特定多数の人が利用する公園や道路と異なり、利益を受ける地域、利益を受ける人が限定されますので、不公平にならないために、利益を受ける人に限って建設費の一部を負担する制度です。



自分の土地に自分の家を持ち、そこに住んでいる場合

納める人……A



自分の土地に自分の借家やアパート等を持ち、貸している場合

納める人……A



借地の上に自分の家を建て、住んでいる場合

納める人……B



借地にアパート等を建てている場合

納める人……B



負担金を支払うのは誰でしょう。